

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 一 〇 福島県森林法施行細則の一部を改正する規則
- 二 〇 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則
- 三 訓 令
- 四 〇 福島県職員研修規程の一部を改正する訓令
- 五 〇 福島県企業局
- 五 〇 福島県企業局外務規程の一部を改正する規程
- 六 〇 福島県企業局職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
- 六 〇 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程
- 七 〇 福島県病院局
- 七 〇 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程
- 八 〇 福島県教育委員会
- 八 〇 福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令
- 九 〇 福島県公安委員会
- 九 〇 福島県道路交通規則の一部を改正する規則

規 則

福島県森林法施行細則の一部を改正する規則及び地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十号

福島県森林法施行細則の一部を改正する規則

福島県森林法施行細則（平成十二年福島県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件」を「森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件」に改め、「昭和三十七年農林省告示第八百五十一号」の下に「。以下「様式告示」という。」を加える。

第二条第一項中「第四条」を「第四条第一号」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第四条」を「第四条第一号」に改め、「図面」を削り、「もの」を「図面」に改め、同条第三号中「の境界」を「界」に、「及び」を「」に、「区域」を「境界」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「第四条第一号」を「第四条第二号」に改め、同項第三号中「及び」を「」に改め、「をいう。」を削り、同項第四号中「河川の状態」の下に「（河川的位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができな地点の位置等）」を加え、「をいう。」を削り、同項第五号中「ごと」を「毎」に、「又」を「又」に改め、「をいう。」を削り、同項第六号中「をいう。」を削り、同項第七号中「の設計図」を「設計図」に改め、「をいう。」を削り、「設計根拠」の下に「（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。）」を加え、同項第九号中「維持管理方法」の下に「（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）」を加え、同項第十一号中「施工工程」の下に「（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記載すること。）」を加え、同項第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 防災施設の維持管理方法（開発完了後の維持管理方法についても記載すること。）

第二条第三項の次に次の四項を加える。

4 省令第四条第四号の法人の登記事項証明書に準ずるものについては、法人が実在することを証明するために必要な情報（法人の名称及び所在地並びに法人番号）を記載した書類又はその写しとする。また、住民票の写し若しくは個人番号カードの写しに類するものについては、公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。

5 省令第四条第五号の他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分（以下「許認可等」という。）を必要とする場合については、次に掲げるとおりとする。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

一 許認可等に係る申請の状況を記載した書類は、次に掲げるものとする。

ア 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類

イ 申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時

期を記載した書類

二 処分があったことを証する書類については、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の写しとする。

三 許認可等には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含むものとする。

6 省令第四号第六号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類については、次に掲げるとおりとする。

一 資金計画書（第二条第三項の計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代えることができる。）

二 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）

三 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料

四 納税証明書

五 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）

六 法人の登記事項証明書

七 定款（法人の場合）

八 住民票等（個人の場合）

7 様式告示の様式1の注意事項3に記載する施行者のうち防災措置の設置に関わる者に関する書類については、次に掲げるとおりとする。ただし、開発行為の目的、態様等に応じた必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替することができる。

一 建設業法許可書（土木工事業）

二 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）

三 預金残高証明書

四 納税証明書

五 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）

六 開発行為に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）

第三条各号列記以外の部分を次のように改める。

省令第四十八号第一項第一号の位置図及び区域図は、次に掲げるとおりとする。

第三条第一号中「知事が」を「については、原則として」に改め、「当該図面と同程度の縮尺で、現在の地形の状況が確認できる図面を含む。」を削り、「となる」の下に「位置及び」を加え、同条第二号中「場合」を「場合については、」に、「実測図」を「実測図。ただし、」に改め、「」の下に「原則として」を、「となる」の下に「位置及び」を加え、「もの」を「もの」に改める。

第四条各号列記以外の部分中「第四十八号第二項」を「第四十八号第一項第二号」に、

「次の各号に掲げる場合に並び、当該各号に掲げるもの」を「次に掲げるとおり」に改め、同条第一号ア中「申請に」を「当該申請に」に改め、「登記事項証明書」の下に「（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）」を加え、同号イ中「申請に」を「当該申請に」に改め、「登記事項証明書」の下に「（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）」を加え、「謄本、」を「謄本又は」に、「土地に」を「森林の土地に」に改め、同号ウ中「申請に」を「当該申請に」に改め、「ときは、」の下に「固定資産課税台帳に基づく証明書その他」を加え、「土地の」を「森林の土地について、その」に改め、同条第二号中「申請者」を「当該申請者」に、「場合」を「場合については、」に改める。

第五条第一項第一号イ中「事業を行い、又は施設を設置する者」を「事業者」に改め、同号ウ中「その」を「当該」に改め、同号エ中「事業等を実施する者」を「事業者」に改め、同号カ中「こと」を「毎」に改め、同条第二項第一号ア中「当該権利の」を削り、同号ウ中「こと」を「（用地費、土木工事費、建築工事費及び諸経費等）毎」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 省令第四十八号第二項第三号に規定する書類は、第二条第五項を準用する。

4 省令第四十八号第二項第四号に規定する書類は、第二条第四項を準用する。

5 省令第四十八号第二項第五号に規定する第一号及び第二号の事業又は施設の設置に必要な資力及び信用があることを証する書類については、次に掲げるとおりとする。ただし、事業等の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には、当該書類の添付をもって代替できるものとする。

一 資金計画書（第五条第一項及び第二項の計画書に記載する場合は、当該計画書の提出をもって代替することができる。）

二 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）。ただし、融資決定が転用解除後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等とする。

ア 代替施設の設置等に係る部分の資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明書、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）

イ アに掲げる書類の提出が困難な場合には、申請時に事業者の資金計画書の提出に加え、金融機関の関心表明書を提出し、事業又は施設の設置の着手前に融資証明書を提出する。

三 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料

四 納税証明書

五 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）

六 その他参考となる資料

第六条及び第七条を次のように改める。

(保安林における立木の伐採等の許可の申請)

第六条 省令第五十九条第一項第一号の位置図及び区域図は、森林計画図等の写しに対象となる位置及び区域を記入したものとす。

2 省令第五十九条第一項第二号に規定する書類は、第二条第四項を準用する。

3 省令第五十九条第一項第三号に規定する書類は、第二条第五項を準用する。

4 省令第五十九条第一項第四号に規定する森林の土地の登記事項証明書に準ずるものについては、第四条第一号イ及びウを準用する。

5 省令第五十九条第一項第五号に規定する当該森林を伐採する権原を有することを証する書類は、第四条第二号を準用する。

6 省令第五十九条第二項各号の同条第一項第六号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、次によるものとする。

一 第一号の申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかの場合とは、路網の作設や施設の保守等のため線上又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であつて申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにした場合とする。

二 第二号の地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかの場合については、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかの場合等とする。

三 第三号の申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合については、申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時までに隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。ただし、申請者が過去三年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合は、省略を認めない。

(保安林における立木の伐採等の届出)

第七条 省令第六十条第三項第一号及び第六十三条第三項の位置図及び区域図は、森林計画図の写しに対象となる位置及び区域を記入したものとす。

2 省令第六十条第三項第二号に規定する書類は、第二条第四項を準用する。

3 省令第六十条第三項第三号に規定する書類は、第二条第五項を準用する。

4 省令第六十条第三項第四号に規定する書類は、第四条第一号イ及びウを準用する。

5 省令第六十条第三項第五号に規定する書類は、第四条第二号を準用する。

6 法第十一条第五項の認定を受けた森林経営計画の期間内の伐採を一括して届け出る場合の届出書に添付する森林の位置図及び区域図は、当該森林経営計画の認定の申請の際に添付した図面の写しとすることができる。

7 省令第六十条第四項各号の同条第三項第六号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、第六条第六項を準用する。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第十条とし、第七条の次に次の

二条を加える。

(立竹の伐採等の許可の申請)

第八条 省令第六十一条第一項第一号に規定する位置図及び区域図は、第六条第一項を準用する。

2 省令第六十一条第一項第二号に規定する書類は、第二条第四項を準用する。

3 省令第六十一条第一項第三号に規定する書類は、第二条第五項を準用する。

4 省令第六十一条第一項第四号に規定する森林の土地の登記事項証明書に準ずるものについては、第四条第一号イ及びウを準用する。

5 省令第六十一条第一項第五号に規定する当該森林を伐採する権原を有することを証する書類は、第四条第二号を準用する。

6 省令第六十一条第二項各号の同条第一項第六号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、第六条第六項を準用する。

(保安林の択伐及び間伐の届出)

第九条 省令第六十八条第二項第一号に規定する位置図及び区域図は、第六条第一項を準用する。

2 省令第六十八条第二項第二号に規定する書類は、第二条第四項を準用する。

3 省令第六十八条第二項第三号に規定する書類は、第二条第五項を準用する。

4 省令第六十八条第二項第四号に規定する森林の土地の登記事項証明書に準ずるものについては、第四条第一号イ及びウを準用する。

5 省令第六十八条第二項第五号に規定する当該森林を伐採する権原を有することを証する書類は、第四条第二号を準用する。

6 省令第六十八条第三項各号の同条第一項第六号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、第六条第六項を準用するものとする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(森林保全課)

福島県規則第三十一号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職を定める規則(昭和四十四年福島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一号ア中「販売推進担当課長」を削り、第二号イ中「事務長」の下に「事務次長」を、「看護部長」の下に「地域生活支援部長」を加える。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(企業総務課)

訓 令

福島県訓令第八号

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年三月三十一日

出 本 庁 機 関
先 機 関

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程（昭和五十五年福島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

第十条 基本研修又は選択研修を受ける職員に対する研修の命令は、総務部長が指名した者の名簿により、所属長が行う。
(削る)

第十条 基本研修を受ける職員に対する研修の命令は、総務部長が指名した者の名簿により、所属長が行う。
2|| 選択研修を受ける職員に対する研修の命令は、部の部長の推薦に基づき総務部長が指名した者の名簿により、所属長が行う。

別表（第一条関係）

第一欄	知事	第二欄	部の部長	第三欄	福島イノベーション・コースト構想推進	第四欄	(略)
-----	----	-----	------	-----	--------------------	-----	-----

別表（第一条関係）

第一欄	知事	第二欄	部の部長	第三欄	福島イノベーション・コースト構想推進	第四欄	(略)
-----	----	-----	------	-----	--------------------	-----	-----

略	略	略	進監、カーボンニュー
略	略	略	トラル推進
略	略	略	監、環境回
略	略	略	復推進監、
略	略	略	再生可能エ
略	略	略	ネルギー産
略	略	略	業推進監、
略	略	略	食産業振興
略	略	略	監
略	略	略	進監、環境
略	略	略	回復推進監
略	略	略	再生可能エ
略	略	略	ネルギー産
略	略	略	業推進監、
略	略	略	食産業振興
略	略	略	監

附 則
この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

(職員研修課)

福島県企業局

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第3号

福島県企業局処務規程の一部を改正する規程

福島県企業局処務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第20条の表本局の項を次のように改める。

本局

甲 管理者の決裁を要するもの

乙 局長限りで処理するもの

丙 局次長限りで処理するもの

丁 課長限りで処理するもの

戊 主幹、副課長又は主任主査のうちから課長があらかじめ指定する者限りで処理するもの

第20条の表事業所の項中「乙」を「丙」に改める。

別表第1の備考を次のように改める。

備考 課長専決事項の欄（共通専決事項）中9、12及び13に規定する事項で軽易なもの、同欄（共通専決事項）中28に規定する事項並びに同欄（企業総務課長専決事項）中4及び7に規定する事項については、当該課の副課長又は主任主査のうちから当該課の課長があらかじめ指定する者が専決することができるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（企業総務課）

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（職員の給与の支給に関する規則（昭和35年福島県人事委員会規則第7号。以下「給与支給規則」という。）

第8条の2第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」に改め、「定める額」の次に「（育児短時間勤務職員等（給与支給規則第8条の2第2号に規定する育児短時間勤務職員等をいう。）にあつては、その額に育児短時間算出率（給与支給規則第9条第2項に規定する育児短時間算出率をいう。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加え、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「定める額」の次に「に定年前再任用短時間算出率（給与支給規則第9条第2項に規定する定年前再任用短時間算出率をいう。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加える。

第8条の10第1項中「18日」を「職員みなし日数（福島県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年福島県規則第86号）第4条に規定する職員みなし日数をいう。）」に改め、同条第4項第2号中「加算した期間」の次に「（ただし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他管理者が別に定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして管理者が別に定める職員が、管理者が別に定めるところにより管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から前号及び本号の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、前号及び本号の規定による期間に算入しない。）」を加え、同条第5項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加え、同項第6号中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、「公共職業安

定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動」を「求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為」に改める。

別表第1職員の区分の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2職員の区分の欄中「再任用技能労務職員」を「定年前再任用短時間勤務技能労務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企業総務課)

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第5号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第29条中「別表第3に定めるところによる」を「全国の区域とする」に改める。

第58条中「次に掲げる」を「指定金融機関又は指定代理金融機関と直接為替取引のある」に改め、各号を削る。

第87条第1項中「（小切手にあつては、その支払地が別表第3に定める区域内にあるものに限る。）」を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

別表第4の2の表中「株式会社東邦銀行 会津支店」を「株式会社東邦銀行 会津営業部」に改める。

別表第6中「110円」を「260円」に、「220円」を「530円」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(企業総務課)

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

第3条第7項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第6条第2項及び第3項中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2項第4号の表中「診療部長」を「診療所長、診療部長」に改める。

第24条中「、ふたば医療センター、ふたば医療センター附属病院」を削る。

附則第6項中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

別表第3中「再任用技能労務職員」を「定年前提任用短時間勤務技能労務職員」に改める。

別表第5アの表5級の項中「又は南会津病院」を「、南会津病院又はふたば医療センター附属病院」に改める。

別表第8中「所次長」を「^{所次長}
診療所長」に改める。

別表第10中「看護部長」の下に「、看護部副部長」を、「、薬剤技師」の下に「、地域生活支援部長」を加える。

別表第11の5の表中「看護部長等」の下に「及び地域生活支援部長」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(準特地公署とされていた公署に勤務する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額等に関する経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日において福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成15年福島県条例第99号。以下「条例」という。）の第13条第2項に規定する管理者が指定するこの条例に準ずる公署とされたい公署のうちふたば医療センター及びふたば医療センター附属病院については、令和8年3月31日までの間、準特地公署とする。
- 3 前項の規定により準特地公署とされた公署に勤務する職員の条例第13条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額については、職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和5年福島県人事委員会規則第1号）附則第3条第2項の規定を準用する。

（病院経営課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第4号

教 育 庁

福島県教育委員会の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

福島県教育委員会

福島県教育委員会の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会の標準的な職及び職員標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表中「保原」を「伊達」に、「相馬農業高等学校」を「及び相馬農業高等学校」に、「視覚支援学校、聴覚支援学校事務長 郡山、あぶくま支援学校事務長」を「視覚、聴覚、郡山及びあぶくま支援学校事務長」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（職員課）

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第6号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第6章」を「法第4章の3の特定自動運行の許可等に係るもの、法第6章」に改め、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第4章の3の特定自動運行の許可等に係る申請等は、福島県警察本部交通部交通企画課の長を経由しなければならない。

第2条の3第1項第3号中「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改め、同条第3項第1号アを削り、同号イを同号アとし、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウを同号イとする。

第6条の2第1項中「自動車検査証記録事項記載書面」を「当該車両に係る道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（以下「自動車検査証記録事項記載書面」という。）」に改める。

第7条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第35条の2を削る。

別表第3 県道古殿須賀川線の項中

石川郡玉川村大字南須釜字兎田18番5地先から
釜字鰐田45番1地先まで

同村大字北須

を

石川郡玉川村大字南須釜字兎田18番5地先から同村大字北須
釜字鰐田45番1地先まで

須賀川市大黒町53番3地先から同市堀底町43番地先まで

に改め、同表県道中野須賀川線の項中「牛袋町85番地先」を「影沼町221番1地先」に改める。

様式第27号及び様式第28号を次のように改める。

様式第27号 削除

様式第28号 削除

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（交通規制課）